

# 西脇市結婚新生活支援事業補助金

西脇市で新しい生活をスタートする新婚夫婦に、  
住宅購入費や賃貸住宅物件の家賃、引越費用などを補助します。



西脇市に住む新婚世帯の新生活を応援します！

## △対象となる人の条件

- 令和5年3月1日～令和6年3月31日に婚姻届が受理されている
- 新居の住所に住民登録されている
- 2年以上継続して西脇市に居住する意思がある
- 新婚夫婦の総所得金額の合計額が500万円未満
- 婚姻日において、夫婦ともに39歳以下  
など

## △補助額

- 婚姻日において、
- 夫婦とも29歳以下 上限60万円
  - 夫婦いずれかが30歳以上 上限30万円  
(※千円未満切捨て)

## △補助対象経費

- 令和5年4月1日～令和6年3月31日に支払った次の費用
- 住居費用...物件の取得費・リフォーム費、賃料・共益費(1ヵ月分)、敷金・礼金、仲介手数料
  - 引越費用...引越・運送業者に支払う運送費用

## △申請手続

- 令和6年3月8日までに、必要書類を添えて交付申請書を提出してください。
- 予算が上限に達した場合は、受付を終了することがあります。

問い合わせ・申請先

西脇市まちづくり課

☎ 0795-22-3111



詳しくはホームページを検索

西脇市結婚新生活支援事業補助金

検索

発行：令和5年4月 有効期限：令和6年3月末